

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00063866

2023年4月24日

発信課	保健所健康推進課
担当者	熊野 由希美
連絡先	電 話 0166-25-6315 (内線2951)
	F A X 0166-26-7733
	E-mail kenkousuisin@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	随時募集
発表項目 (行事名)	令和5年度あさひかわ健康マイレージ事業協賛企業募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	旭川市では市民の健康寿命の延伸及びQOLの向上を目指し、市民の健康増進を後押しするため「令和5年度あさひかわ健康マイレージ事業」を実施します。 実施にあたり「特典や商品」をご提供いただける協賛企業を募集します。 ※あさひかわ健康マイレージ事業はウォーキング等の健康増進につながる活動や各種健診の受診、健康に関するイベントへの参加等、市民の健康づくりの取組をポイント化し、ポイントをためて応募した方に抽選で「特典や賞品」を進呈することで、楽しみながら積極的に健康づくりに取り組んでいただくことを目的としています。 募集期間：通年（令和5年5月19日（金）までの応募については令和5年度版リーフレットに協賛内容が掲載されます。以降の申込みについてはHPでの紹介のみ）
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

令和5年度

あさひかわ健康 マイレージ事業

協賛企業募集中！



協賛メリット

1

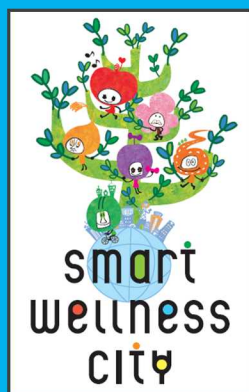
健康に関心のある市民に協賛品を周知できます。（令和4年度市民向けリーフレット配布10,000枚）

2

健康で充実した暮らしを応援する事業者として、イメージアップにつながります。

3

あさひかわ健康マイレージの協賛企業であることを広告物等に掲載できます。



旭川市は
スマートウェルネスシティ
「SmartWellnessCity首長研究会」に
加入しています。



旭川市HPに
つながります

応募の詳細

応募条件・申込み方法等、詳細については
旭川市ホームページにてご確認ください。

お問い合わせ

旭川市保健所 健康推進課 健康推進係
旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎3階
☎ 0166-25-6315 FAX 0166-26-7733

令和5年度 あさひかわ健康マイレージ協賛企業の募集要領

(目的)

第1条 この要領は、あさひかわ健康マイレージ事業の協賛企業の募集、協賛品及び特典（以下「協賛品等」という。）の取扱い等について、必要な事項を定める。

(協賛企業の応募資格及び認定)

第2条 原則、旭川市内に本社、支店、営業所、事業所、店舗等を有する企業とする。ただし、次の各号に定める業種又は企業については、協賛企業として認定しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種及びこれらに類似する業種
- (2) 消費者金融業
- (3) たばこ製造業種
- (4) ギャンブル（公営又は宝くじに係るものを除く。）に係る者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (7) 興信所・探偵事務所
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者
- (9) 各種法令に違反している者
- (10) 旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者と関係する者又はそのおそれがある者
- (11) 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認める者

(協賛品等の基準)

第3条 協賛企業による協賛品等の内容は、健康づくりに資するもの、健康に配慮したもの又は地場産品等とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるもの

(申込み)

第4条 認定の申込みをしようとする者は、あさひかわ健康マイレージ協賛申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(認定の決定)

第5条 市長はこの要領に基づく申込みがあったときは、第2条及び第3条に照らし、申込内容の審査を行う。

2 市長は前項による審査の結果、認定を決定した場合は様式第2号により、また、不認定を決定した場合は様式第3号により、申込みのあった者に通知する。

(認定の取消し)

第6条 市長は認定を行った協賛内容に次の各号の事由があるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 申込内容とは異なる内容があることが判明したとき
- (2) 申込内容に虚偽があることが判明したとき
- (3) 前2号に掲げる事由のほか、認定を行うことが不要又は不適当と認められる事実が生じたとき

(条件等)

第7条 協賛企業の認定に当たっては、次の条件を附する。

- (1) 協賛品等の市民への提供は、原則、協賛企業店舗での引き換えとすること
- (2) 協賛品等の提供数は、応募者数に応じて少なくなる場合があること
- (3) 協賛企業は、申込内容に変更があった場合は、速やかに報告すること
- (4) 市は、協賛品等の提供における事故等についての責任を負わないこと
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 協賛企業は、あさひかわ健康マイレージ事業の協賛企業であることを広告物等に掲載することができる。

(その他)

第8条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月20日から施行する。

<申込先>

旭川市保健所 健康推進課 健康推進係
 FAX:0166-26-7733 電話:0166-25-6315
 E-mail: kenkousuisin@city.asahikawa.hokkaido.jp

令和5年度 あさひかわ健康マイレージ協賛申込書

令和 年 月 日

以下のとおり申し込みます。

申込者 (企業・店舗)	所在地		
	ふりがな 名 称		
	代表者職名・氏名		
	担当者	部署名・役職名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL/FAX	
		Eメール	
	業種・事業内容		
ホームページURL			

申込 内容	<協賛内容>	
	商品・特典の名称(商品名等)	
	商品・特典の価格等	総額 _____ 円 (概算)
	商品・特典の単価・個数	単価 _____ 円 _____ 個
	<広告企業名>	
	チラシ等に掲載する協賛企業名	
	バナー・ロゴマークの有無	☐ 有 ☐ 無
備考		